

策定 平成16年11月29日 環事企第1号
変更 平成23年4月1日 環事企第110401005号
変更 平成30年3月22日 環事企第180322003号

豊田ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理施設への入門を 許可する収集運搬事業者に係る認定要綱

中間貯蔵・環境安全事業株式会社

第1 目的

この要綱は、「豊田ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理施設に係る受入基準」以下「受入基準」といいます。）の第2に掲げる搬入者の認定に係る必要な事項を定め、もって中間貯蔵・環境安全事業株式会社（以下「JESCO」といいます。）業務の円滑な運営及び豊田市におけるPCB処理事業に係る受入条件の確実な実施を目的とします。

第2 趣旨

- (1) JESCOは、第4に定める認定の手順に定めるところにより、認定申請書類の審査等を行い、第3①から⑧までに掲げる要件の全てに適合していることを認定した収集運搬事業者（以下「認定収集運搬事業者」といいます。）に対して、受入基準の第3に規定する受入対象物（以下「受入対象物」といいます。）を豊田ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理施設（以下「処理施設」といいます。）に搬入することを許可します。
- (2) JESCOは、認定収集運搬事業者に対して、次に掲げる情報等を提供します。
 - ① 認定収集運搬事業者へ情報提供することについて承諾したポリ塩化ビフェニル廃棄物（以下「PCB廃棄物」といいます。）の保管事業者情報
 - ② 受入対象物の処理施設への受入計画及び受入可能量
なお、多量保管事業場（注1）については、その事業場を設置している保管事業者とJESCOとの間で直接搬出時期の調整を行って受入計画を策定し、その情報を提供します。
（具体の搬入日の調整は、その後当該保管事業者から収集運搬を受託する認定収集運搬事業者を交えた3者間で行います。）
 - ③ PCB廃棄物を取り扱う上で留意しなければならない技術情報
- (3) なお、本認定は、認定収集運搬事業者が受入対象物を処理施設に搬入するために行う収集運搬に伴って発生させた損害に関し、JESCOが損害賠償責任を負うことを意味しません。従って、認定収集運搬事業者は、保管事業者から受入対象物の収集運搬の委託を受け、その受入対象物を積み込み、運搬し、処理施設の受入工程に搬入するまでの一連の作業を行う際に、それらの作業に起因して発生させた対人対物事故については、認定がない場合と同様に自らの責任において処理し、対応しなければなりません。

（注1）トランス、コンデンサを併せて20台以上保管している事業場

第3 認定要件

認定収集運搬事業者は、次に掲げる要件に適合していなければなりません。

- ① 愛知県又は豊田市及びJ E S C O豊田事業の対象地域に該当する県又は廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第24条の2に規定する政令で定める市からP C B廃棄物(受入対象物に限る。)の収集運搬業の許可を得て、かつ、豊田市と「P C B廃棄物の収集運搬における安全性と環境保全の確保に関する協定」を締結していること。
- ② 受入対象物を処理施設まで収集運搬する際に、関係法令、環境省が定めるP C B廃棄物収集・運搬ガイドライン、J E S C Oが定める受入基準(以下「受入基準等」といいます。)及び豊田市P C B適正処理ガイドライン並びに豊田市と締結した「P C B廃棄物の収集運搬における安全性と環境保全の確保に関する協定」を遵守できること。
- ③ 多量保管事業場以外の保管事業場(以下「少量保管事業場」といいます。)から受入対象物の収集運搬を受託する際に、当該少量保管事業場についての現場確認、処理費用の仮見積り、処理委託手続きの説明、処理施設への搬入日の調整及び現場確認業務により得た情報(未届け物の発見など)のJ E S C Oへの報告を適確に遂行できる知識及び技能を有すること。
- ④ 受入対象物の保管事業場から処理施設までの収集運搬について、自ら、広域処理の収集運搬の段階では自ら又は他社と連携して受入基準等に適合させて収集運搬を行うことができること。
- ⑤ 他社と連携して広域処理の収集運搬を行う場合に、その連携者が本認定要件を満たすよう業務の実施状況を把握し、管理し、保管事業場からの搬出から処理施設への搬入までの間の全ての収集運搬が適正に行われることを確認できること。
- ⑥ P C B廃棄物の収集運搬に従事する者が、公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターが実施するP C B廃棄物の収集運搬作業従事者講習会を了した者又は同講習会を了した安全管理責任者若しくは運行管理責任者による社内教育を了した者で(注2)、かつ、ガイドラインに定められた収集運搬作業(緊急時の措置を含む)を適確に遂行できること。
- ⑦ 受入基準に適合する運搬容器、運搬車両、GPSシステム及び吸収材(以下「装備類」といいます。)を保有し、それらをP C B廃棄物の収集運搬において必ず適確に使用すること。
- ⑧ 処理施設に搬入するために受入対象物を積込み、運搬し、処理施設の受入工程に搬入するまでの一連の作業を行う際に、事故等により他人に与えた損害を賠償できるようにするために、自動車保険その他の適切な保険に保険金額3億円を下限として加入していること。

(注2) J E S C Oは、必要な認定要件に定める知識等を有するかについて適宜口頭試問を行わせて頂きます。

第4 認定の手順

認定の手順は以下のとおりです。

- ① 認定を申請しようとする収集運搬事業者は、別紙に示す認定申請書類をJ E S C Oに提出し、認定を申請して頂きます。認定申請書類の提出先などは別途定めて公表します。
- ② J E S C Oは、認定申請書類により申請の内容を審査し、装備類が受入基準に適合しているかの確認を行ったうえで、申請を行った収集運搬事業者が第3に掲げる認定要件に適合し、認定要件に定めた業務が遂行できると判断した場合には認定し、入門許可証を交付します。
- ③ J E S C Oは、認定収集運搬事業者とその運搬車両をJ E S C Oのデータベースに登録し、運搬車両に対し入門許可車両証を発行します。
- ④ J E S C Oは、認定収集運搬事業者の運転者及び作業者をJ E S C Oのデータベースに登録

し、J E S C O所定の教育受講後、運転者及び作業者に対し入門許可者証を発行します。

第5 認定の期間

認定の期間は、第3①の愛知県又は豊田市における許可の有効期間と同じとします。

第6 認定の取り消し等

- (1) J E S C Oは、認定収集運搬事業者が第3の②から⑧までに掲げる認定要件に照らし、改善の必要があると認められた場合には、その認定収集運搬事業者に対し改善を要請することがあります。
- (2) (1)の要請があったときは、認定収集運搬事業者は速やかにその要請に対する方策を検討し、J E S C Oに通知していただきます。
- (3) J E S C Oは、この改善が行われるまでの間、第2(2)の情報提供を一時的に休止したり、一時的に搬入を認めないことがあります。
- (4) J E S C Oは、認定収集運搬事業者が以下に掲げる各号に該当する場合は、認定を取り消すことができます。
 - ① 認定の取り消しに該当する受入基準等の遵守への違反を犯した場合。
 - ② 前(1)項の要請に拘わらず業務の改善が認められない場合。
 - ③ 第3に掲げる認定要件を満たさなくなった場合。
 - ④ 自ら認定を返上すると申し出た場合。
 - ⑤ 第2の(2)により提供した情報を他者に漏らした場合。
- (5) J E S C Oは、認定の取り消しを決定した場合は、その旨を当該認定収集運搬事業者に通知するとともに、入門許可証、入門許可車両証及び入門許可者証の返却を求めます。
- (6) 認定の取り消しにより当該認定収集運搬事業者において損害が生じた場合には、当該認定収集運搬事業者がその責めを負うものとします。

別紙

認定申請書類

- 1 認定申請書(別に定める)
- 2 P C B廃棄物収集運搬業の許可証の写し
- 3 事業計画書 (別に定める)